

新しい地方経済・生活環境創生交付金活用（恋人の聖地事業）

「須坂市文化財デジタルアーカイブ化及び
文化財情報コンテンツ等統合整理事業」
業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

2025年7月

須坂市

1 目的

本業務は、少子高齢化等の社会背景もあり、継承が困難となってきた伝統行事や無形民俗文化財などの伝統文化の保存と次世代への継承と、文化財データの整理活用をすすめ、文化財の伝統的価値の共有によるシビックプライドの醸成と次世代への継承を図るため、これらのデジタルアーカイブ化を行うことに加え、市の文化財情報コンテンツ等を統合整理し、市公式ホームページ（以下、「市公式ページ」という。）上に移行・集約することで、市の文化財情報へのアクセス機会の一層の向上を促進するものである。これにより、誰もが時間や場所を問わず、デジタル化した歴史的資料等について閲覧を可能にし、児童生徒の地域学習や市内外の生涯学習や研究資料等、幅広い世代や対象に教育や学術的利活用の促進、須坂市の文化的特徴や魅力を発信することを目的とする。

2 プロポーザルの概要

(1) 名称

「須坂市文化財デジタルアーカイブ化及び文化財情報コンテンツ等統合整理事業」

(2) 主催者

須坂市

(3) 担当部署

須坂市社会共創部文化スポーツ課

(4) 公募型プロポーザル方式を選択した理由

本事業は、民間事業者の持つ実績・ノウハウ・アイデアを活かした企画の提案を広く求め、より効果的な事業が実施できる業務委託先を選定するため、公募型プロポーザル方式によるものとする。

3 業務の概要

(1) 業務名称 「須坂市文化財デジタルアーカイブ化及び文化財情報コンテンツ等統合整理事業」業務委託

(2) 業務内容 別紙「須坂市文化財デジタルアーカイブ化及び文化財情報コンテンツ等統合整理事業」にかかる業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間 契約締結日から2026年3月31日までとする。

※業務の一部は2026年1月30日までとする。

(4) 限度額 金8,500,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※予算上の上限額であって予定価格ではない。

4 参加資格

本募集への参加資格については、次に定めるとおりとする。

- (1) 参加者の構成
 - ① 単体又は2～3者で構成される共同企業体とする。
 - ② 一共同企業体の構成員が単体又は他の共同企業体の構成員として同一プロポーザルに参加することはできない。
 - ③ 共同企業体の代表者は、出資比率が最も高い者とする。
- (2) 本件の委託業務の企画提案書を提出する時点で、須坂市物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱（平成30年1月1日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納している者であること。
- (7) 過去10年以内に同様の業務の委託完了実績を有すること。

5 プロポーザルへの参加方法

- (1) 提出書類及び作成要領
 - ① 参加申込書（様式2）
 - ② 企画提案書届出書（様式3）
 - ③ 業務実績書（様式4）
 - ④ 業務実施体制（様式5）
 - ・本業務の実施に当たり、一部を再委託する場合は、市にその業務内容と再委託先の業者について報告し、承諾を得ること。
 - ⑤ 企画提案書（任意様式）
 - ・表紙には「須坂市文化財デジタルアーカイブ化及び文化財情報コンテンツ等統合整理事業」業務企画提案書と記入する。
 - ・次の内容を盛り込むことに加え、強調したい事項等を記載した独自の提案書とすること。
 - ア 業務実施方針（コンセプト）
 - イ 業務の進め方
 - ウ 業務内容
- ※以下の内容については必ず盛り込むこと。
- ・伝統的行事及び無形民俗文化財の映像作成イメージ

※完成イメージや作成上の工夫等が説明として分かるものであれば
よいため、実際の祭事映像を用いる必要はない。

・文化財等情報にかかる統合整理後のフォルダメニュー案

※統合及び削除、新たに盛り込む情報等があれば、それらも分かるよ
うに記載すること。

エ その他（提案者独自の企画、アイデア、PR ポイント等）

- ⑥ 本業務の実施スケジュール案（任意様式）
- ⑦ 見積書（任意様式）
- ⑧ 上記書類の電子データ一式

（2）企画提案書等の留意事項

- ① 提出書類の企画はA4サイズ・片とじ・横書きとする。（両面印刷可）
- ② 企画提案書は以下の書類やページ等を十分参照のうえ、仕様書との整合を十分に図り、須坂市の現状や課題を踏まえ、取組む方向性に対してどのような支援ができるか等について、PRしたいポイントや提案趣旨を明確にする。
 - ・WEBサイトページ「須坂のまるごと博物館」
URL：<https://suzaka-marugotomuseum.jp/>
 - ・須坂市公式ホームページ
URL：<https://www.city.suzaka.nagano.jp/index.html>
- ③ 提出書類（1）⑤のページ数は20ページ以内とすること。（表紙はページ数に含めないものとする。）
- ④ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、本プロポーザルの参加を取り消す。
- ⑤ 企画提案書等の記載事項に不備がある場合、再提出を依頼する必要があるため、期間に余裕をもった提出を行うこと。
- ⑥ 提出部数は（1）①については1部、（1）②～⑦については8部とすること。

（3）提出方法等

- ① 提出期間及び期限
「10 プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール」に記載
- ② 提出先
「12 問い合わせ・書類提出先」に記載
- ③ 提出方法
持参または郵送（書留郵便に限る）

6 質問書の受付及び回答

（1）質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問書（様式1）により提出期限までに

持参または電子メールにより提出する。

(2) 受付期間

「10 プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール」に記載

(3) 回答方法

質問に対する回答は、提案者の認識を統一するため、質問者匿名にて須坂市ホームページ上で回答を掲載する。

なお、質問に対する回答は、実施要領等の内容追加・修正とみなす。

7 契約候補者の選定方法等

プロポーザルの審査は、以下のとおり実施する。

(1) 本プロポーザルでは、選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、事業者の選定を行うものとする。

(2) 参加資格者から期限までに提出された書類に基づいて、委員会委員へのプレゼンテーションを行い、須坂市が定める基準により審査した結果、最高評価の1事業者を契約候補者とする。なお、契約候補者に契約することができない何らかの事由が発生した場合は次順位者の繰上げにより新たな契約候補者として手続きをする。

(3) 提案が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、契約候補者となることができる最低基準点を満点の60%とし、最低基準点を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

(4) 審査方法は、別表「審査基準表」に基づき、審査項目ごとに評価を行うものとする。

(5) 実施方法については、以下のとおりとする。

① 実施方法

- ・プレゼンテーション 30分以内
- ・質疑応答 20分以内

② その他

- ・提出書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、当日の資料の追加及び差し替えは認めないものとする。
- ・説明に際し、パワーポイントその他のパソコンの使用は可とし、スクリーン及びプロジェクターは市で用意する。
- ・ノートパソコンその他必要な備品は各自準備すること。
- ・審査結果は、後日、全ての参加者に通知する。

8 審査結果の通知

審査結果については、2025年9月初旬までに郵送にて提案者全員へ通知するとともに、本市ホームページにて公開する。

なお、審査結果に異議を申し出ることにはできないものとする。

9 業務委託契約

契約候補者と交渉を行い、内容について合意のうえ、随意契約により契約を締結する。

10 プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール

内 容	期 間 等
プロポーザル募集開始	2025年7月25日（金）※市ホームページに掲載
質問書受付期限	2025年8月4日（月）午後4時まで
参加申込書(様式2)提出期限	2025年8月7日（木）午後4時まで
参加承認通知	2025年8月12日（火）※郵送により通知
企画提案書等（様式2を除く 全て）提出期限	2025年8月18日（月）午後4時まで
プレゼンテーション 実施及び評価・選考	2025年8月25日（月）
選考結果通知	2025年8月下旬～9月初旬 ※郵送により通知（市ホームページにも掲載）
業務委託契約締結	2025年9月初旬

11 その他

- (1) 企画提案書などの作成経費や旅費等の必要経費等、本件参加に係る費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書や会社概要その他提出した書類に虚偽や偽造があった場合は失格とする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 審査の過程や参加者ごとの評価の詳細については公表しない。
- (5) 業務の実施については、企画提案書の内容を基本とするが、契約書の範囲内で担当部会と打ち合わせを実施しながら作業を進めるため、必ずしも企画提案書通りの事業実施や作業スケジュールとはならない。

12 問い合わせ・書類提出先

〒382-8511 須坂市大字須坂 1528 番地 1

須坂市社会共創部文化スポーツ課

担当：寺沢（課長）千葉（担当者）

電 話：026-248-9027（課専用）

ファクシミリ：026-248-8825

電子メール：bunkasports@city.suzaka.nagano.jp

(別表)

審査基準表

1 書類審査項目

審査項目	審査の視点	配点
業務実績	本業務の委託を請け負うに足る関連業務の受託実績を有しているか。	10/100
見積価格	見積金額、見積内容が適正であるか。	10/100
合計		20/100

2 プレゼンテーション審査評価項目

審査項目	審査の視点	配点
業務理解度 提案の具体性	本業務の目的や業務内容について十分な理解が及んでいるか。また、提案内容が的確で、具体性があるか。	20/100
独自性・工夫	作成動画については、仕様書に定める業務目的や映像コンテンツ作成にあたっての留意点を十分に踏まえた提案であるか。	20/100
	文化財情報コンテンツ等の統合整理及び市公式ページへの移行支援については、コンテンツの閲覧容易性や情報活用の視点に沿った提案であるか。	20/100
業務体制	業務内容に対して必要な経験・能力を有するスタッフが十分に確保されているか。	10/100
作業スケジュール	本業務を遂行するにあたり、適切なスケジュールが計画されているか。	10/100
合計		80/100

審査員1名の持ち点は100点とし、審査点数の満点はプレゼンテーション当日の審査委員会委員数×100点とする。

合計点数が最低基準点（満点の60%）以上となる者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。